

改葬の流れ

墓地管理者（お寺・霊園など）に改葬の相談

- ・トラブルを避けるために早めに相談をすることをお勧めします。



改葬許可申請書の作成

- ・現在墓がある市町村で書類を入手し、死亡者の本籍や改葬の理由などを記入します。改葬者（骨壺の数）が複数のときは、複数の書類を作成します。



墓地管理者の署名捺印をもらう

- ・改葬許可申請書（お寺、霊園管理者など）の承諾をもらいます。市町村が、「埋蔵・収蔵証明書」の退出を求める場合があります。
- ・檀家を続けるのか抜けるのか、撤収の際の供養（閉眼法要）をどうするかを話し合っておきます。



改葬許可書を交付してもらう

- ・現在墓のある市町村に「改葬許可申請書」と墓地の受け入れ先で発行してもらった「墓地使用証明書」または「受入証明書」を提出し、「改葬許可書」を発行してもらいます



遺骨の取り出し・跡地の整備

- ・「閉眼法要」「魂抜き」と呼ばれる式を挙げる人が多いようです。
- ・取り出した遺骨は、自宅などで仮安置します。（石材業者で預かってくれる場合があります）



跡地の整備

- ・墓石を撤去し、跡地を更地にして戻します。



新しい墓所へ納骨

- ・発行してもらった「改葬許可書」を引越し先のお寺などに提出し、納骨します。「開眼法要」「魂入れ」などの式が挙げられることが多いようです。